

## 第 54 回道州制特区提案検討委員会

日 時： 平成 25 年 9 月 6 日（金） 14：00～16：00

場 所： 第 2 水産ビル 3 階 3G 会議室

出席者：

（委 員） 井上会長、河西副会長、太田委員、近藤委員

（事務局） 総合政策部地域主権局 渡辺担当局長、渡辺参事 他

（事務局）

お揃いになりましたので、第 54 回道州制特区提案検討委員会を開催いたします。

本日は、大変お忙しいところをありがとうございます。

当初、先週の段階までは全員がご出席の予定だったのですけれども、今週になって湯浅さん、竹田さん、菊池さんが所用で来られないということになりました。定足数ギリギリでございますが、4 名になってしまいました。

今年の春から国で検討されています国から地方への事務・権限の移譲の直近の動向などを踏まえて、新たな特区提案に向けた検討を進めていただけるよう本日開催させていただくこととしました。

会長、副会長をはじめ委員の皆様方には、大変お忙しい中をご出席いただき誠にありがとうございます。それでは、井上会長、議事の進行をよろしくお願いいたします。

（井上会長）

お忙しいところをご参集いただき、ありがとうございます。

先程、局長からご案内がありましたように、今日は全員が出席だというつもりで来たのですが、多々先生方のご事情があつて、定員ギリギリの出席ということになりました。

今日は、事務局からの説明にかなりの時間を要するかと思っております、先生方お一人当たりどのくらいの発言時間なのかということのを試算して、若干不安であったところなのです。少し事情があつたということで、私も入れて 4 人の委員の出席ということになりました。先生方には、自由で闊達なご議論をいただきたいと思ひます。

今日の議事次第であります。お手元に配布されております資料のように「(1)国から地方への事務・権限の移譲等について」ということ。「(2) 道民アイデア（新規分）の第 1 次整理について」ということ。とりわけ地域振興分野についての議論を進めてまいりたいと思ひます。

本日は、次第の右上に書いておりますように 16 時が閉会時刻となっておりますので、皆様方のご協力をよろしくお願い申し上げます。

本日の議事に入ります前に、前回、第 53 回道州制特区提案検討委員会の審議の内容について簡単に確認をさせていただきたいと思ひます。

大きく 2 点の議題がありました。

一つは、「国から地方への事務・権限の移譲等について」ということで、今日の議題(1)と同じタイトルでありますけれども、ここでは、何点かの事務局からの説明、そして委員会での確認が行われました。

一つ目は、国の有識者会議の下に雇用対策と地域交通の 2 つの専門部会が設置されたということ。その中で、ハローワーク事務の移譲、そして自家用有償旅客運送に係わる権

限移譲などについて検討が進められているということの報告がありました。

2点目は、移譲検討対象の約130項目について、各省庁の回答が出揃って、それに対して全国知事会が都道府県の意見を取りまとめているということの報告がありました。

3番目といたしまして、国が都道府県に対して立入り検査や報告聴取といった出先機関の事務権限のみを移譲しようとしている事柄に関しまして、その基になる許認可や措置命令などの事務・権限についても、併せて地方に移譲すべきであるというのが全国知事会の意見としてありました。このような地方の意見を国が認めないということに関しては、この道州制特区提案制度を活用して許認可や措置命令と併せて国に権限移譲を求めていくということも十分に検討に値するのではないかということが、委員会のメンバーから発言がありました。

4点目は、当委員会で答申に向けて検討を進めてきた商工会議所法に基づく定款変更の認可事務及び栄養士養成施設の指定事務などが、関係省庁が地方に移譲可能と回答していることから、今後の特区提案は難しくなっているのではないかというようなことについても一応意見が確認されました。

この事務局の説明を受けて、いくつか申し上げましたけれども、その他、委員の側からは、道州制特区の提案は、このような国の検討に左右されなければいけないのか、この夏までに予定されている一定の結論が出るまで、何も検討を進められないのかということ、それに関連しまして更に、国の検討とは別に道独自に提案を検討すべきではないか、といったご意見が提起されたところであります。

そして、大きなところの2番目でありますけれども、道民アイデアの19件ということで、経済振興分野、地域医療分野、福祉・子育て・教育分野について第1次整理を行いました。

その結果につきましては、本日、先生方のお手元に配布されております資料1の一覧表を確認していただければと思います。

経済振興分野の中の一項目、「産業振興支援策の道への移譲」ということに関しましては、国から地方への事務・権限の移譲の検討対象になっていることから検討を留保しようということになりました。これは、中程に出てくるNo.381のところ、53回のところは保留となっております。

他の項目についても議論したところでありますが、第1次整理という形で資料1に書いてありますけれども、これら18件の項目については、道州制特区の提案としては難しい点もあるということで、一旦棚上げにすることにいたしました。

前回の議論の経緯は、以上申し上げたところであります。

よろしいでしょうか。

それでは、議事「(1) 国から地方への事務・権限の移譲等について」に入りたいと思います。これについて事務局から説明をお願いいたします。

今も前回の議事を整理しましたがけれども、前回もこれと同じテーマで議論を展開しているわけで、その部分と今回、今日ここで先生方に審議していただく部分と何がどのように違うのかを念頭に置かれて説明していただければ、ありがたいと思います。

よろしくをお願いいたします。

(事務局)

それでは、私のほうから議事「(1) 国から地方への事務・権限の移譲等について」を資料2-1、資料2-2に基づきましてご説明させていただきます。

まず資料2-1の関係でございます。こちらにつきましては、前回の検討委員会でも配布させていただきましたが、本日は、前回の委員会、7月23日以降の動き、具体的には、先

週の8月29日木曜日に第4回有識者会議が開催されております。その項目を追加したものでございます。

内容的には、一番下に書いてありますが、国から地方公共団体への事務・権限の移譲等に関する当面の方針案について検討が行われております。

資料2-2をご覧くださいと思います。こちらは、有識者会議の中での配布資料を抜粋したものでございます。めくっていただきまして1ページ目の表題に、長いので省略させていただきますけれども、「当面の方針について(案)【要旨】」とございます。主にこのページで説明させていただきます。右上に資料3-1と表示がございますが、これは有識者会議での資料番号ですので、気に留めないでいただきまして、各ページの右下に付したページで説明させていただきます。

まずは、内容に入る前にご説明させていただきたいのは、時期の問題でございます。これまでの提案検討委員会の中でも説明させていただきましたが、国は4月12日に開催されました第1回有識者会議におきまして、国から地方へ移譲する事務・権限の対象につきまして本年夏頃までに一定の結論を出すとしておりました。

その後、国と全国知事会とのやり取り、また国の中での内閣府と省庁間などの調整がありまして、その状況から、見直し方針の決定が年末頃になったということをお初にご説明させていただきたい点でございます。

続きまして、当面の方針案の内容について具体的に説明させていただきます。

最初の基本的な考え方です。○印の3つ目、引き続き地方分権改革を推進するため、残された課題である国から地方公共団体への事務・権限の移譲等を推進するとあります。

そうした基本的な考え方の下、当面の方針の案では、移譲する事務・権限を4つのカテゴリーに分類しております。

「2. 当面の方針」の(1)です。これは、ここにございますとおり地方公共団体に移譲する方向の事務・権限が44事項となっております。これらの事務・権限につきましては、今後、国の関与等所要の措置、移譲の方法等を含めて検討しまして、本年中に「見直し方針」として取りまとめることになっている事務・権限で、極めて地方公共団体に移譲される可能性が高いとされた事務でございます。

例としまして道路運送法に基づく自家用有償旅客運送の登録・監査等が挙げられております。この権限は、基本的には市町村に移譲されることになっております。主なものは2ページ、また全44事務・権限については5ページ以降の別紙1に書かれておりますが、後程、関連部分だけご紹介させていただきたいと思います。

なお、項目的には、看護師養成施設の指定など、厚生労働省関連の事務・権限が最も多い状況になってございます。

「(2) 関連する事務・権限の移譲の可否等の検討・調整を要する事務・権限(別紙2)」が29事項となっております。

これは、前回の提案検討委員会の中でもご説明させていただきましたが、国における移譲の検討対象、国が移譲しても良いとっている事務・権限が報告聴取であったり立入検査までであって、許認可ですとか措置命令の権限は国に残したままというものもかなりあったのですが、それに対しまして全国知事会側が、そこまでではなくて許認可や措置命令の権限も地方に移譲してくださいといったものがかなりありました。

そういったものにつきまして、まだ調整がついておりませんので、今後調整を進め、年末までに調整がつけば、(1)と同じく見直し方針の中に入れて地方に移譲するというものでございます。

内容的には、経済産業省関連のものが最も多くなっております。

「(3) 移譲以外の見直しを着実に進める事務・権限(別紙3)」が3事項となっております。

います。

例として、ハローワークの求人情報が挙げられておりますが、これは職業安定法に基づく無料職業紹介事業に関しまして、事務を地方に渡すということではなく地方公共団体側に求人情報を提供するという形で全国知事会側の要望に応じていくというものでございます。これらのように事務・権限の移譲を伴わず見直していこうとされたカテゴリーでございます。

最後、「(4) 引き続き検討・調整を要する事務・権限(別紙4)」が24事項となっております。

例として、農地法に基づく農地転用許可が挙げられておりますが、元々各府省が引き続き国で実施するなどとしている事務・権限です。それに対して地方が移譲を求めているということで、引き続き検討・調整し、本年中に結論が得られれば見直し方針に加えるということなのですが、元々各府省が手放さないといっていた事務・権限ですので、こちらの移譲ということはかなりハードルが高いものと見込まれております。

(1) から (4) の項目数は、全部で100事項でございます。100事項について総じて見ますと、今回の当面の方針案では、国から地方へ移譲する方向性がほぼ固まったのが、44事項、今後、移譲以外の方法で見直すとした(3)の3事項を除く(2)と(4)を合わせた53事項の中で今後年末に向けて上積みが検討されていくという状況でございます。

なお、(5)にありますとおり、この結果を踏まえまして法律の改正事項については一括法案等を平成26年の通常国会に提出することを基本としているところでございます。

では、今回の有識者会議で了承されました当面の方針の区分と提案検討委員会でご審議いただいた結果、保留となっている項目、移譲済み4事務関連の項目についてどうなっているのかをご説明させていただきたいと思っております。

大変恐縮ですが、資料1を一緒にご覧いただきたいと思っております。資料1の下の方に移譲済み4事務関連項目等という項目がございます。

そこに商工会議所法に基づく定款変更の認可事務の一元化など、5つの項目がございます。そこで右側の方に表示されているとおり5月16日に開催されました第52回の本委員会で検討保留となった項目でございます。

項目に沿ってお話しさせていただきます。商工会議所法に基づく商工会議所の定款変更の認可事務の一元化については、資料2-2の8ページを一緒にご覧いただきたいのですが、そこに、下から2番目、2-8という項目、商工会議所法に基づく商工会議所の定款変更等ということで挙げられております。

これは別紙に、先程の表でいいますと(2)でございますので、関連する事務・権限の移譲の可否等の検討・調整を要する事務・権限ということになっておりまして、国が渡すといった事務・権限移譲に全国知事会が許認可権限等を求める項目に区分されております。

次に資料1の2番目、指定医療機関の指定と類似の事務がございます。大変表現がわかりづらいのですが、内容的には、国が開設する医療機関を関係する法律に基づく公的医療機関として指定する権限のことです。この委員会では、深い議論までは行っていない時点で保留となっている案件でございます。具体的には、原爆の被爆者援護法ですとか戦傷病者特別援護法に基づく医療機関の指定でございます。これは、資料2-2の6ページをご覧いただきたいと思っております。

6ページの上段、1-21に、戦傷病者特別援護法に基づく指定医療機関の指定及び監督というものがございます。

また、下の方、1-32に原爆被爆者援護法に基づく指定及び監督というように、今回の区分では、この事務については、一斉一律に地方へ移譲する方向の事務権限に区分されております。

続いて、資料1の3つ目、調理師養成施設の指定と類似の事務です。具体的には、栄養士の養成施設の指定事務でございます。もう一つ、総合衛生管理製造過程（HACCP）の承認監督指導等の権限でございます。栄養士養成施設につきましては、ある程度議論は進んでいたのですが、HACCPに関しましては関係部との調整が難航し、深い議論まで進んでいない状態で保留となっている項目でございます。こちらにつきましては、資料2-2の5ページに1-4がございます。こちらの①にHACCPの承認等が掲示されております。

また、1-6に栄養士法に基づく養成施設の指定及び監督というものがございます。このように栄養士の養成施設に関する事務、HACCP、両方とも都道府県に全国一律一斉に移譲する方向の事務として整理されております。

移譲済み4事務関連の最後、鳥獣保護法に係る危険猟法と類似の事務がございます。こちらの事務については、深い議論に入る前に保留となっているものでございますが、この事務につきましては、今回示された当面の方針の中には入っておらず、今年度末に策定される見直し方針にも入らないものと考えております。

繰り返しになりますが、移譲済み4事務関連の5項目のうち、医療機関の指定関係、栄養士の養成施設の指定関係、それとHACCPについては、年末に決定される見直し方針の中で地方公共団体へ移譲する事務・権限として区分される可能性が極めて高いという状況になっております。

なお、今お話しさせていただきました内容につきましては、現段階では有識者会議で確認された内容でございまして、正式には、総理大臣を本部長とする地方分権改革推進本部の決定を待たなければなりません。

最後に、今後のスケジュールをご説明させていただきます。資料2-2の最後のページで説明させていただきます。

左側に事務・権限の移譲等という項目で表示されてございます。ここの内容につきましては、書かれているとおり、このあと9月中旬の地方分権改革推進本部におきまして当面の方針を正式決定。そして、9月下旬に第5回目の有識者会議が開催され、そこで今後の進め方が議論されることになっております。

その後の検討・調整を経て、12月には見直し方針の閣議決定、3月には、一括法案の閣議決定、国会提出となっております。

以上、国から地方への事務・権限の移譲の状況についてのご報告とさせていただきます。

(井上会長)

ありがとうございました。

ただいま事務局から説明のあったとおりであります。国から地方への事務・権限の移譲等については、当初、国は、この夏に一定の結論を出すということを目指して検討を進めてきたようでございます。ここにきて全国知事会からの意見を巡って関係省庁との調整が難航していることもあり、国の方針決定の時期が年末にずれ込むということの報告でした。

この時期のずれというものが、ここでこれから議論していく上で一つの鍵になると思いますので、その点をご確認しておいていただければと思います。

つまり、この委員会では、答申に向けて検討を進めていた項目の中に、国の権限移譲、国の移譲検討の対象になっているものがあったところから、国の動向を注視しつつ、当面一部の検討を保留してきたということでもあります。

したがって、今申し上げたとおり予定されていた国の結論の時期、夏から年末に先延ばしになるということをお考えますと、この留保案件としてきたものについて、改めてこれからこの場でどのように扱っていくべきかということも検討しなければならないということでもあります。

そういった観点から、これらに関しまして事務局から説明があった項目というのは、上の方にも保留というのがありますが、とりわけ今の説明に関しましては、資料1の下段、移譲済み4事務関連項目等というところで5項目あります。これについて今後この場でどういうふうに扱っていくべきかということをご審議いただきたいと思います。

いかがでしょうか。

そのためにこれからのこの委員会、どのあたりのところを目途に進めていくのかということが、事務局として案がおありでしたらお話いただいたほうがいいと思います。

今日が今年度最後とか、あと1回やるということになると、結局年末に出るのだとすると、政府の一つの方針というものが出るとすると、あと1回ということはどうかという話になる。まったくやらないのだったら、ここでそれを議論すること自体意味がないので、当面今の段階でどのようなタイムスケジュールをお考えになっているのか。

(事務局)

私どもといたしましては、提案に向けて準備を進めていきたいと考えております。今ご審議いただいております委員の皆様様の任期は、11月5日までとなっておりますが、私どもとしましては最低でもあと2回、開催させていただきたいと考えております。開催日については、本日の最後にお諮りしたいと考えておりますが、具体的には、次回を9月の下旬から10月の月上旬、その次は10月の下旬から11月の月上旬にかけての間で開催させていただければと考えております。

そういった形でできるだけ提案に向けたご審議を進めていただければと考えておりました。

(井上会長)

それは、あと何回やるのか先生方の対応にも関わっているわけです。一つの目安として事務局からタイムスケジュールについて説明があって、それに基づいて今後資料1の下段にある移譲済み4事務関連項目等について、どういうふうに扱っていったらいいのかということをご審議いただきたいと思います。

(河西副会長)

今、会長から今後のタイムスケジュールの話が出てきましたけれども、我々が、もう一つ審議をしていく上で考えなければならないのは、今後議論を要する色々なご提案の中で、北海道の社会に対してどの程度インパクトがあるのか。それと、緊急度。このあたりで優先順位をつけていただいて、その優先順位が高い中に資料1の下に出ているような項目が入っていたら、それを議論すればいい。

ここに出ているような、たとえば商工会議所法に基づく定款変更の認可事務の一元化とか、そういった下段に書かれてあるような事項以上に社会的なインパクトが大きい、緊急度が高いものがあれば、審議してもいいのではないかと思います。

要は、最初に提案をきちんと仕分けして、どこから手をつけていったらいいのかを示していただく。そして会長がおっしゃったスケジュールとの問題で今後の進め方を検討していけばいいと思います。

(太田委員)

個人的な意見になるのですが、昨年度から委員を拝命しまして、全て1次整理に近いものが多く、何か、一道民からすると忸怩（じくじ）たる思いを続けています。1本でも多く広く議論をし、提案としてあげるべきではないかというような義務感にさいなまれてお

ります。

なので事務局には大変お手数をおかけするかもしれませんが、通りやすいものという大変語弊があるかもしれませんが、議論をして、できそうなものがあれば順次議論をしていき、1本でも多く提案できるよう緊急に進めていっていただきたいと思います。

以上です。

(井上会長)

今、お二方からご意見をいただきましたけれども、私の方で整理すれば、今、とりわけ議題1のところでも議論すべきことは、過去2回、あるいは3回くらいになりますが、この委員会で検討を進めている間に、国でも有識者会議の設置等々を含めて、道州制について政府が改めて前向きに取り組むようになったということ。

それで、こういった場で全国知事会とのやり取りも含めて具体的な道州制特区提案項目については議論していくということになったという説明が春頃に事務局からあって、私どもが、特に上の方にあるもの、下の方にあるものも含めて議論をしていく中で、国が夏くらいまでに一つの答えを出すので、しばらく検討を中断していたほうがいいのか。横にらみで議論をしていったほうがいいのか。

特に上のほうについては、産業振興に関わる部分というのは、国で権限移譲の検討に入っている項目でもあり、また、一番下以外のところも横にらみでいきましょうというような形になった。

くどくどと申し上げて、甚だ時間のないときに申し訳ないけれども、要するにそういう事情だったけれども夏頃を目途にというのは、少なくとも我々は8月末までには一定の結論が出るのではないかという話で事務局から聞いていて、事務局も根拠のない話をされていたわけではないけれども、8月くらいまでには出るのではないか、そうすると、9月、10月のところで一通り我々のスタンスをもう一度決められる、立ち位置を決められるという話だった。

しかし、この8月末というものが9・10・11・12、4ヶ月くらい先に延びてしまったので、これからの間、ペンディングにしていって横にらみでいこうといていた下の方の項目については、改めて、そのままペンディングでいって12月まで待つ。あるいは、その前に、国のいっていることは、また延びるかもしれない。そういうことだから我々として独自に着々と準備を進めていきましょう。

それが前回、私が言ったのではないのですが、どなたかからの意見でそういうふうやっておいたほうがいいのかという意見が出てきたので、8月が12月に延びたこともあって、その点をどうしますかということの確認を取りたいわけです。

そして、河西先生や太田委員が言われたことは、とりわけ上のほうにかかわる部分で、これについては次の下の道民提案のところでも改めて議論をするので、それら意見の出たところを斟酌しながら次にやっていけばいい。

今の段階では、最後のところにこだわって、私が答えを持っているわけではなく皆さんに答えを出していただくのですが、私なりに整理すれば、事務局から資料2-2の1ページ目について説明がありましたけれども、2ページのところでいけば、ここに別紙1と別紙2というところで整理してあって、別紙1というのは、当面の方針の(1)なのだけれども、地方公共団体に移譲する方向で検討を進めています、移譲しますよというようなところの、かなり確率の高いものがここにある。このところは、先程の下の方の項目でいけば、指定医療機関云々、調理師養成、さらに総合衛生管理製造過程(HACCP)、事務局の説明を聞いているとこれが当面の方針の(1)に該当するわけです。

今度は別紙2、可否を検討調整する項目が別紙2ということであって29項目あるわけで

す。これは、まだ可能性があるかないか。あえていえば、フィフティーフィフティーのチャンスしかないというようなものが、先程我々が検討してきた資料でいえば、資料1の商工会議所法に基づく定款変更の認可事務の一元化というようなところ。

最後、鳥獣保護法については、なにもあがっていないということ。

3種類あるわけだけれども、こういった部分、5つの部分についてどういうふうに扱うかを、まずここで決めていただきたいと思います。

これは、この委員会のところで、今年ではなくて第50回の委員会で議論をして、商工会議所の部分と調理師養成施設の指定云々のところは、一応の議論をされてきたということが事務局から説明がありました。

そここのところを決めれば、こここのところは、要するに検討しましょう。12月まで待たないで、12月がまた延びるかもしれないので肩透かしをくらはいけないので、こここのところで行っておくのか。あるいは、第1次整理、第2次整理という上の方をやっていくのかということだけだと思うのです。

整理すればそういうことなので、いかがでしょうか。

(河西副会長)

1点伺いたいのです。

見直し方針が有識者会議で決定されて、そして閣議決定されて、それが法案となって国会に提出をされるのは、来年の3月ですよ。

このときの国会の議論に対して北海道のこの委員会で国会に提案される法案の中の一部に、既に北海道が先行的に議論をしていて、是非道州制特区でやりたいというのが提案としてあがっていれば、それが法案を通すときの後押しになるのでしょうか。

そうであれば下段の議論は、なるべく迅速に議論をして、それで一定の結論というものをこの委員会で出しておく。

それが結果として国会のほうで一括法案として出されたときにプラスになれば、議論がこちらの委員会で、そして有識者会議というふうに、二重構造があったとしても無駄にはならないのではないかと思います。

結論をいえば、そうであれば、こういった議論はやったほうが良いと思います。

(事務局)

国会が3月ということですが、その場合、法案としては、44項目、要は省庁からも反対は出ていない、知事会からも受けますとなっているものが国会に法案として出てきますので、道州制特区で提案のある・なしに関わらず国会に提案されたものは、そのまま、たぶん成立するのだと思います。

今問題なのは、商工会議所法とか、要は、今省庁間の話し合いがまとまらず知事会の意見などもあって国会に提案できるかできないかわからない状態のものについては、たぶん国の中で延々と議論は続いていくのでしょうか。特区でそれを提案したら、それに対して要は、国のほうが回答義務が発生しますので、国会に提案されないけれども、それについては北海道が提案すればそれに対して国は閣議決定等でこういう考えなのだということを明らかにしなければならぬという義務が発生するということでございます。

答えになっているかわかりませんが、そういうことでよろしいでしょうか。

(河西副会長)

商工会議所と鳥獣保護法に関しては、なるべく早めにこの委員会で議論をして結論を出せば、それは結果として省庁間の調整などが進みきっかけにはなり得るということですね。



(事務局)

今の関係でいくと、商工会議所法については、まさに今議論になっているのですが、鳥獣保護法に関しては、そのそ上に乗っていませんので、また別のものとして、もし特区で提案すれば国の中で議論、検討されていくことになります。

(河西副会長)

ありがとうございました。

(井上会長)

今出てきたところを整理すれば、私が言って良いのかどうかわかりませんが、要するに、下の方にある5項目だったら、間にある3つの部分というのは、12月まで方向性が決まって、来年の国会で議題として提案されるでしょうということです。それは決まっているわけではないのだけれども、かなり確率が高いということです。

そして商工会議所法の定款変更の部分は、どうなるかわからないということ。鳥獣保護法の問題は、今の段階では、全国知事会だとか省庁の間でやるということのテーブルが上がっていないのだから、これをやろうとするのだったら特区提案であげるより他はないということでしょう。

だから3種類あって、要するに、1種類目の大きなところはいい。優先順位をやっても、どうせ国のベースであがってくる。あがってくるかどうかかわからないものは2つで、あがってこないのが1つ。このところでまとめようとする、そちらのほうを優先してやっていったほうがいいのかということです。

しかし、商工会議所は、土壇場になって有識者会議か何かでスルスルとあがって行って、来年何らかの形で国会審議の対象になるという可能性はあるわけです。その段階では、ここからあげていった部分は、どこかの段階であがっていても、これとは関係なく進んでいく可能性があるということでしょう。

このところで存在意義を示せるかどうかというのは、鳥獣保護法のところである。これは、国は相手にしていないということが、要するに一見してポーズなので、スタンスなので、非常に苦しいかもしれないというようなところです。

だから、どのようにするか決めてください。

(事務局)

今、我々事務局としては、3つ既に国が全国一律に下ろそうと考えているものに入っているものというのは、作業を進めていっても、はっきりいって徒労に終わる確率が高いということです。商工会議所は、もしかしたら徒労に終わるかもしれないけれども、先に言った3つに比べると国としてはおろさない可能性があるということです。

ですから、その12月の結論を待ってから準備を進めて、もしやっていくとなれば、こちらの手続きもそれなりの、住民の意見を聞くとか市町村の意見を聞くとかありますので、そこから手続きを始めていくと来年度に移ってしまう、タイムスケジュール的にはそのように考えております。

(太田委員)

毎回、国のスタンスなどが変わってきてしまうので、いつも議論をしてもこちらの考えるように上手くいっていないというのがこの一年間だと思います。

私の個人的な意見としては、国はとりあえず置いておいて、道として素早くあげられる

ものからとにかく議論をしていって、そのように国のタイミングがいつでもいけるように準備をしていく。とにかく道は道独自で何でも議論をしてしまった方が究極的にはスマートなやり方ではないかというように一年間参加して思いました。

(井上会長)

今おっしゃっているのは、この5項目の話ですか。

(太田委員)

5項目に関しても・・・

(井上会長)

とりあえず5項目の話を最初に決着をつけてほしいのです。

(太田委員)

議論しても、5項目に関しても、議論できそうなことはとにかくしてしまうというのがいいような気がしています。国がどのようなスタンスであろうが議論できるものからするべきではないかと考えています。

(河西副会長)

年内は、今日を入れて3回です。そうすると、時間が限られているので、今、会長が整理してくださったところから判断すると、鳥獣保護法が全くそ上に上がっていないから、ここで取り上げて議論する意味が非常に高い、重要度が一番高い。

2番目に高いのが商工会議所法というような感じですね。

鳥獣保護法に係る危険猟法と類似の事務と一緒に議論できそうな、いわゆる相乗効果がありそうな提案項目というのが、環境保全ではなくて農業振興のあたりなのですか。このあたりで1次整理したものでもう一回議論できそうなものはあるのですか。もしあればそれと鳥獣保護法と一緒に議論してもいいのではないかと思います。

上の方で鳥獣保護法と一緒に議論しても、あまり相乗効果がないのであれば、2番目に重要度が高い商工会議所法に基づく定款変更の認可事務の移譲を議論したらいかがでしょうか。

(事務局)

一番下の鳥獣保護法の項目と関連する項目というのは、この中では無いかと思います。ですから今の副会長の発言に基づきますと、商工会議所法の方が先かと。

鳥獣保護法に係る危険猟法の類似の事務につきましては、具体的な需要というのがほとんどなく、その点もありまして環境生活部との調整は進んでいないのが実態でございます。これをある程度そ上に乗せていくには、今しばらく関係部との調整に時間を要するのが正直なところでございます。

(近藤委員)

よくわからないのですけれども。

過去にこの委員会でこのアイデアはいいですねと決定して、その後どれぐらいの期間がかかって実際に道に権限が移譲されてきたのかという経過がよくわからないので、その期間とこれからの国会までの期間とどちらがどうなのだろうというあたりがわかりますか。

(井上会長)

先程、あとにしましょうと太田委員が言われたことは、結局私どもは、当初は道民提案というところ、つまり道州制特区というのは上から下にやっても機能しないのではないかということがあるので、ボトムアップで、要するに道民の方々が不自由に思っておられる、おかしいなと思っているようなところをとにかく提案してくださいというような形で提案をいただいた。

当初は300件、250件近くあった。1件1件これから出てくるような細かい表をつくって、これよりももっと細かくて、それで議論をしてくるわけです。

そうすると、だいたいその当時は、この特区提案のところに限っていえば、そういった提案があがってきて、受け付けて、第1次整理にきて、最終的に、今までの平均では、およそ1年かかるのです。そのおよそ1年という間には、ここであがってきてここで議論する。そして議論をするまでに、だいたい2ヵ月に1回ぐらいしか開かれていなかったのので、早くても2ヵ月が普通なのです。

そしてそれからここで議論をして、第1次整理をして、これは脈がありそうだと、道民の皆さん方が不自由を感じているので通さなければいけない、というようなことになって、そして第1次整理が終わって、分野別審議になるわけです。それから今度は、整理案というような形でもう少し国に対して提案するようなフォーマットで出てくるわけです。そしてそれを、だいたい2回ぐらいやるのです。そして最終的に答申案というものが出てくるわけです。

答申案が出てきて、今度は、これまでだったら会長が知事のところへ直接持って行くわけです。それから今度は、合わせてでもいいのだけれども、道民のパブリックコメントということで、これでいいでしょうかというような話もしなければいけない。

さらに今度は、議会にあがっていくのです。議会にあがっていく段階では、この委員会と全く同じものが議会で通るかどうかというのはわからないのです。議会でも各党がありますから。そこで付議されて、それで国にあげてよろしいとなって、それから国に持って行く。およそこの間は、1年はかかるのです。

それから今度は、道に対して権限移譲しましょうと国が回答してくるまでに、だいたい1年かかるのです。その間私たちが提案しているものはどうなるかということ、北海道だけに適用するのではなくて全国一律に適用しましょうということにもなるわけです。

だから道民だとかメディアの人が見ると、要するに国が全国一律にワァーッとやっただけで、この委員会はきちんと積極的な役割を果たしていないではないかとなるのだけれども、ここであげてきたものが北海道だけではなくて全国でもやろうというだけでも私どもは成果だと思っている。これだけの日数がかかる。

それで私が日程を確認したのは、事務局と打ち合わせする中に入っていなかったのだけれども、この委員会は11月の下旬ぐらいまでしか任期がないのですが、2年間特区提案の答申をあげていないのです。これには止むを得ない事情がある。政権の交代だとか道民提案の減少。

何も答申をあげないでこの委員会、この委員が解散していいのかということになる。

今期の委員会の締めくくりで、とにかく答申としてあげてまとめてくださいというところがあつたので、事務局ではかなり無理なスケジュールをお考えなのだろうと思うのです。

しかし、そうではなくても、ここのところは全部落としてしまえばいいのではないかと、いってしまえば、おそらく11月の、少なくとも現在の委員の任期中にはあがらないで済むわけです。

(河西副会長)

会長としてはどのくらいの・・・

(井上会長)

私はしゃべりすぎなのだから、申し訳ないけれども、トップダウンでやるような話ではなくて、委員の皆さん方で作られればいい。

私は、ここまで引っ張ってきたことというのは本当に如何なものかと思うのだけれども、きちんとした形で答申をあげられればいい。

ただ、はっきりしているのは、前回途中で答申をあげようとしたときに1本しかなかったのです。保留事項になっている第3種旅行業者の件です。これは、3月ぐらいのときにあげようということになっていたのだけれども、1本ではという話なのです。だからやめたのです。

今のところ何本あげてきても、商工会議所法、これを入れても2本になる。

途中のところ保留になっている産業振興支援で3本。

でも、せいぜい少なくて4本～5本を答申にあげていく。そこまでいければいいけれども、無理して中途半端な形であげていくというわけにもいかない。

恐らく、これまでの私の理解では、道議会は全会一致（※第3回提案の「指定都市等の要件設定権限の移譲」については共産党が反対）で通ってきているのです。そのまま大体国にあがるのだけれども、今度は、国はチマチマしたものをあげてくるな。2本3本ではなく4本とか5本で。そして規制緩和の話ではないだろうと。権限移譲の話で持ってこいというようになるので厄介。それ以降議論が足踏みしてしまっているという、色々な背景があります。そういうことです。

(太田委員)

今日、私は、地域振興対策に関して色々と議論させていただけるものと思って来たのです。

移譲済み4事務関連のことは、とりあえずあとに議論をして、まず地域振興に関して、あと1時間で議論をしてしまうべきではないかと考えるのですが、いかがでしょうか。

(井上会長)

これは早く終わるに越したことはないのです。

このところをもう一度、この5項目について議論を復活させますか、あるいは、5項目のうちの1つでも2つでも議論を復活させますかということを決めていただければそれで終わりなのです。ここは決めないとどうしようもないわけです。

前回も、横にらみというけれども、我々でやっていくべきではないかという議論が出ていて、それが8月だったのが12月になったので、もう一回仕切り直して我々としてやりますかということ。

では、何をやりますか、いくつやりますかということをここで決めればいいわけです。

それで、産業振興というのはよくわからないけれども、今日の議題のところは、第1次整理案のところにあがってきている部分で、資料3以降ですからこのところの議論です。ですから、そこのところの議論に早く移っていきたいと思います。

このような時間の中では、要するに下のところの5項目をやりましょうといっても、3つは、我々と関係なく国が動くとする、鳥獣保護法は、今まで何回か議論になってきたのだけれども、なかなかそれ以上進めなかったということ。これは、権限移譲済みの案件で大括りになってあがってきている。新たな提案としてではなくて、それに対して移譲されているのだけれどもそこをどうするかというところの話なので、結局残るところは、商

工会議所だけでしょう。それを次回もやるかどうかということで、結論はすぐ出せると思います。あまり仕切りたくないけれども。

(河西副会長)

私の意見としては、商工会議所は議論したほうがいいと思います。

(井上会長)

それでよろしいですか。一回やっているのだけれども。

それを含めて提案として活かせるものかどうかということをお次回やる。とりあえず今の段階ではそのような結論にしておきませんか。

事務局、よろしいですか。

(事務局)

私どもとしても結局、夏までにということで保留がかかっていたのですが、今、年末まで延びたときにそのまま保留し続けるのか、それとも国が年末でどうなるかわからないので、その保留は解除して検討を進めるか、このどちらかをとればいいのでしょうかということをお議論していただければと思っていました。

今お話がありましたように年末に向けて待つということではなくて、国の結論が年末に延びてしまったので今までの保留は解除して作業を前に進めさせていただくということをおよろしいでしょうか。

(井上会長)

すみません、よろしいでしょうか。流れをつくってしまって申し訳ありません。

では、議事「(2)道民アイディア(新規分)の第1次整理について」ということで、地域振興分野の議題に移ってまいりたいと思います。

ここで、本日は、今まで審議してこなかった新規道民提案のうち地域振興分野、下のグレーのシャドーのかかっているところに9項目がございます。その第1次整理を行っていききたいと思います。

これは第1次整理ということですから、今の段階で提案に盛り込んでいけるものであるかどうかということ。ここで議論している部分というのは、だめだという話は今まで一度もしたことがないわけで、時代が変わり環境が変わり、あるいは、河西先生が言われたけれども鳥獣保護法と何かをくっつけるとか、加工の仕方によって活かせるものも出てきます。そういうことを念頭に置いて今の段階では第1次整理、これを活かせるものかどうかということをお審議を進めてまいりたいと思います。

事務局で整理案を用意しておりますので、これを叩き台に検討をお願いしたい。

9項目ということで若干数が多いのでありますが、簡潔明瞭に事務局から説明をしていただければと思います。

よろしく願いいたします。

(事務局)

それでは、ご説明いたします。資料3に基づきまして説明してまいります。

最初に、自治体内を運行区域とする乗合タクシー等の許可権限の移譲です。

提案の概要です。自治体内を運行区域とする乗合タクシーや地域内循環バスの運行に係ります許可権限。さらに運賃や料金に係る許可権限を、国土交通大臣から都道府県知事に移譲してはどうかという提案です。

乗合タクシーや地域内循環バスは、集落が点在しているなど、一般の路線バスを運行するには困難な地域におきまして生活交通を確保する手段として導入されている例が多くあります。

対応方向でございます。右側の欄です。分野別審議に持っていきたいと考えております。まずこの提案は、国土交通大臣が現在持っている事業認可の権限ですとか、運賃・料金を決める権限、これを都道府県知事に移すという内容ですので、まさに権限移譲を求めるものでございます。その点で道州制特区という制度に適合いたします。

また、たとえば全国的な調整が必要なので国が行うべきであるとか、そういった主旨のものではございません。1次整理とする決定的な理由はございません。

さらに、この提案をされた方から、この権限を求めている主旨を正確に把握したいということもございます。そのあたりが提案された方の書類には、具体には示されておりました。

右側のほうのメリットの欄には、私どもで一般的に想定されるメリットとしまして、総合振興局が申請の窓口になれば申請場所が増えて申請者の利便性が向上するというように記載いたしました。この権限が都道府県に下りた場合、知事の裁量によりまして地域の実情に応じた運用ができるようになる。そのあたりの許可要件の緩和ですとか手続きの簡素化、このようなところを求めた提案なのかなと、そう思われます。

提案された方が何に支障を感じて何に困ってこの提案をされたのか。そのあたりを改めて確認をさせていただきたいと思います。

こうしたことを整理しました上で提案を実現するためにはどんな課題があるのか、どんな問題があるのか。あるいは、効果はどの程度見込まれるのかなど、情報を集めまして検討を深めていければと考えております。

続きまして、高層木造建築物の性能評価に係る認定権限の移譲です。

概要でございますけれども、2つ目の段落のところをご覧ください。高層の木造建築物を建築する際は、建築基準法に定められた仕様規定ですとか耐火性能検証法により建築確認を行うということになっております。これに該当しない建築物につきましては、個別に国土交通大臣の認定を受けなければならないとされております。

ここでいう国土交通大臣の認定というのは、その高層木造建築物が耐火建築物であるかどうかという認定でございます。これを知事に移譲してはどうかという提案です。

このメリットでございます。現在、国土交通大臣の認定権限、この手続きが国土交通省の本省、ですので東京です。東京に行かなければこの手続きはできないということになっております。ですので知事に権限が移った場合、手続きの軽減や迅速化が図られて申請者の利便性が増す。高層木造建築物の建設が進むことになりましたら、林業や住宅産業の振興につながるということが考えられます。

こうしたことを踏まえまして対応方向です。分野別審議へ持っていきたいと考えております。こちらの提案につきましても国土交通大臣が持つ認定権限を都道府県に移すということで権限移譲というルールに適合するものでございます。

さらに高層木造建築物という特殊な建築物についての構造の認定に関する内容です。非常に専門的な内容でございます。この中でも「耐火性能検証法」ですとか「性能評価機関」でございますとか、こういった事務に携わっている方でなければなかなか実態をつかめないような言葉がいくつか出ております。このため、果たして道に権限を移譲することが可能なのか、効果はどのくらいあるのか、現在ある情報では判断するのが難しくなっております。

こうしたことから認定の内容ですとか手続きをもっと調べましてから課題や問題点、実現性、こういったことを整理しまして提案に向けて検討を進めていけるものなのか、提案

を進めていくべきなのかどうか分野別審議において議論させていただければと考えております。

続きまして3ページです。地域資源と健康づくりを連携するシステムの構築というタイトルです。

提案の概要でございます。これは、最初に「十勝の」と書いてありますけれども、提案された方が十勝方面の団体であります。内容といたしましては、食育や食とセットになった医療、観光とセットになった検診、農業体験をはじめとした農家との交流ですとか、食や観光といった北海道の地域資源を健康づくりや医療などと結びつけるようなシステムを構築できないかという提案です。

右側の事実関係等の整理の欄です。最初の○印です。食育や食とセットになった医療、観光とセットとなった検診、農家との交流等につきましては、総括的に規定されている法令はございません。また、移譲対象となるような国の権限というものは想定されません。ですので、対応方向に移るのですけれども、国からの権限移譲に伴うものではないということで、道州制特区提案にはなじまないことから1次整理とさせていただきます。

なお、この医療と連携した観光などの取組につきましては、事実関係の整理の欄でも触れているのですけれども、平成24年3月に閣議決定されました政府の観光立国推進基本計画ですとか、平成25年6月の政府の日本再興戦略におきましてもまとめられているところでございます。

さらにこの提案の概要の最後のところに、健康保険の適用ということがあります。これも提案の一つとして書かれているのですけれども、これは、健康保険対象者ですとか、どのような形で健康保険を適用するのかという詳細が不明でございました。ただ健康保険の適用につきましては、国民皆保険制度により全国一律の判断をすべきものと考えておりますので、この点につきましても1次整理とさせていただきます。

次の提案は、4ページ目です。税制優遇による人口の増加と観光の活性化です。

提案の概要です。税制の優遇により、人口の増加を図り、地域を活性化させるということで具体的に4つございます。所得控除制度の課税所得の一部控除。法人事業所税の一定期間の課税免除。固定資産税の一定期間の課税免除。それから、これは少し内容的に別なのですけれども、道内に特定免税店を創設するというようになっております。

これにつきましても先に結論を申し上げますと、1次整理と考えております。

まず税制優遇に関してなのですが、ここでいっていますのは所得控除と法人事業所税と固定資産税の課税免除についてでございます。

まず所得控除についてですが、所得税は、国税でございます。国の税金です。ですので北海道のみ優遇するとなった場合、全国的に見ると税負担の不公平が生じてきます。公平性が削がれるという問題が出てまいります。

また所得税は、全国の自治体に交付されます地方交付税の算定にも大きく影響するものでございますので、この点で全国一律の措置が図られなければ非常に問題が出てくるということで、提案は困難というように考えております。

それと事業所税・固定資産税についてでございます。事業所税は、道内では札幌市と旭川市が課税することができます。一定規模を越える事務所や法人ですとか個人に課される税金でございます。固定資産税は、市町村が課す税金です。土地・家屋・償却資産というものに課します。これは、課税する市町村の判断によりまして現在の法律の中で課税免除できることになっておりますので、その点で1次整理とさせていただきます。

それから特定免税店の創設の関係です。これは、過去に道州制特区の提案をしております。第2回提案、平成20年3月にあげております。その際の国の回答は、「提案内容をこの制度で措置することは困難。別の手法を取り入れられないか別途検討してください」と

いうものでございました。

つまり、これも国から道への権限移譲というものではなく、新たな法律を、特別法を制定しなければならない。現在、特定免税店は、沖縄県にのみ認められているのです。沖縄県では、沖縄振興特別措置法という法律がございまして、それに基づいてやっております。北海道が特定免税店を創設する場合は、同じようにそうした根拠となる法律を新たに設定する必要があるということです。

なお、私ども道では、特定免税店の創設を含みます北海道観光振興特別措置法の制定につきまして今年5月に自由民主党に対しまして要望書を提出するなど取組を進めているところです。

前半の最後になります。コミュニティ放送の拡大でございます。7ページ目になります。

コミュニティ放送の放送区域の拡大ということでございまして、これを振興局の管内まで拡大する北海道特例措置等を創設してはどうですかという提案でございます。

コミュニティ放送局というのは放送区域が限定的です。放送区域というのは、事実関係の整理の2つ目の○印のところ、「コミュニティ放送の放送区域」という欄です。放送法施行規則・別表第5号12におきまして「一の市町村の一部の区域」が大原則になっております。非常に狭い範囲です。

ただし、住民のコミュニティとしての一体性が認められる場合には、多少広げることができます。ただ広げられる範囲も隣接市町村に隣接している市町村の区域までということ。つまり2つ隣の市町村まで、隣の隣の市町村までは、その場合によっては認められますということになっております。

本件の提案は、振興局の範囲ということでございますので、この隣の隣の隣というエリアよりも相当に広い範囲で拡大を求めていることになります。

これにつきましては、事実関係の整理の真ん中から少し下のところですけども、国が行っております構造改革特区提案におきまして過去に本件と同じ内容の提案がございました。その際の国の回答でございますけれども、「放送区域を拡大するというのは、新たに開設する他のコミュニティ放送局の数を減少させることになる」ということで認められませんでした。その代替策という形になるのですけれども、放送区域を拡大したいのであれば中継局を設置すればよろしいという回答がなされております。こういった経過も踏まえまして私どもの対応方向としましては、1次整理とさせていただきます。

1次整理の理由としましては、国内外で受発信する電波を、相互に干渉・混信を起こさずに有効かつ公平に利用する必要があるということで、要は、国が一括して調整管理すべきではないかということで1次整理とさせていただきます。

前半の5項目につきましては以上でございます。

(井上会長)

ありがとうございました。

提案で第1次整理を今日やる案件は9件ありますけれども、審議をすることには幅が広いものですから、最初に説明いただきました5件についてご審議をいただき、残りの4件についてはそのあとでご審議いただきたいと思います。

では事務局から説明のありました5件についてご意見、あるいはご質問等があればお出しいただきたいと思っております。

いかがでしょうか。

(河西副会長)



意見と質問があります。

まず2ページ目の高層木造建築物の性能評価に係る認定権限の移譲に関しては、分野別審議へ持っていく。これでよろしいのではないかと思います。

3ページ目の地域資源と健康づくりを連携するシステムの構築は、1次整理ということで、これもやむを得ないかなと思っています。もしこの提案を実際に実現していこうとすると、フード・コンプレックス国際戦略総合特区のような形の、例えば医療とツーリズム総合特区のような感じでは可能なのでしょうか。

たぶん提案した方の意図としては、このような政策を推進して医療ツーリズムを推薦するような政策を道として推進して、そこに国の補助金や何かをつけられるようにする。そんなところが意図としてあるのかなと思うので、やるとしたら総合特区のような形かと思うのです。総合特区ならできるのかどうか質問です。1次整理ではかなわないけれども、やるとしたら総合特区のような形になるのでしょうかという質問です。

それから4ページ目の税制優遇に関しては、1次整理ということなのですが、結論に関しては、私も異論はありません。地方税に関しては、その地域地域で税率などを優遇する、しないということを決められるので、これはそれぞれの自治体で検討していただけたらと思います。

特定免税店制度、こちらはそういう法律をつくってやらなければいけないということなので、今後それを推進するという方向で是非道民活動をやっていただきたいと思います。

最後、結論を繰り返しますけれども、1次整理で結構です。

7ページ目のコミュニティ放送の放送区域です。これは1次整理ということなのですが、色々考えたのですが、コミュニティ放送の圏域を広げようとするのとコミュニティ放送にかかる権限だけを移譲してくるのではなくて、さらに、いわゆるAMの中波とかテレビ局などの電波も含めて一緒に移譲してもらわないと、結果として電波干渉とか、そういうものも出てきかねないというようなことをご指摘しているのかということ。これは質問です。

もしコミュニティ放送だけをやろうとしたときは、他の道はないのかというのがこれにかかる2つ目の質問です。

1ページ目の乗合タクシーに関しては、この分野別審議でもできるのでいいと思います。以上です。

(井上会長)

ありがとうございました。

いくつかご質問がありました。

(事務局)

1つが、3ページ、総合特区のような形なのではないかということでございます。

総合特区は、規制緩和と色々な国の支援なりという仕組みになっていますので、この部分に何か規制緩和が入っているかどうかはわかりませんが、道州制特区よりは当然総合特区のような形で経済活性化とか、そちらのほうが相応しいのではないかと私も思います。

コミュニティ放送ですけれども、コミュニティ放送があつて、そして県、道なら道、道全体をエリアとする放送。それと日本全体をエリアとする放送と大きく3つに区分されるのだらうと思います。

コミュニティ放送、例えば振興局エリアというように広げたときに、北海道では振興局なのですが、他の県に行くとひとつの県に、要は十勝などもそうですけれども匹敵するよ

うな面積の部分が出てきまして、圏域単位の放送とコミュニティ放送との干渉といいますか、それをどう整理をするかということになってくるのだらうと思います。その場合には、一連の権限、もし道でやるなら少なくとももっと大きなエリアの部分の権限も一緒にもらわないと、おそらくその調整というのは難しいのではないかと考えています。

それで私ども道庁では、2007年に地域主権型社会のモデル構想というのを将来の道州制に向けて道の考え方を整理したものがあつたのです。その中で国の仕事と道州の事務というのを大まかに分けてはいるのですが、その中でも放送というのは国がやるべき事務として位置付けております。

コミュニティ放送だけを切り取って他の放送との干渉というのがない仕組みをつくれるのであればできるのかもしれませんが、今の段階では、少し難しいのではないかとというように私どもとしては考えています。

以上です。

(河西副会長)

ありがとうございました。

(井上会長)

その他いかがでしょうか。

ただ今の提案で最初の2件、自治体内を運行区域とする乗合タクシー等の許可権限の移譲ということ、高層木造建築物の性能評価に関わる認定権限の移譲ということの2件を、さらに審議を進めるという意味で分野別の審議に進んではどうかということ。

残りの3件については、現行法規の中でもできる、あるいは、過去に同じような案件が出たけれども、国から返されたというようなところがありまして、これは第1次整理ということで本棚に一旦仕舞うというようなところでありました。

このような提案でございますけれども、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

また何かご質問等が出てくれば次に説明します4項目に関連付けて、あるいは、その議論のあとで質問等があればお出しただければと思います。

まず事務局から残りの4件について説明をよろしくお願いいたします。

(事務局)

では残りの4項目につきましてご説明いたします。資料3の10ページからとなります。10ページ、北海道議会議員選挙における選挙の設定権限の移譲でございます。

提案の概要です。都道府県の議会議員の選挙区の設定につきましては、公職選挙法に規定されており、北海道議会議員の選挙区は、支庁所管区域と市の区域とされております。今後、広域行政や人口減少が進めば、現在の選挙区ごとの人口が不均一となることが予想されており、現状の選挙区では全道民の声を適切に反映できるのか危惧される。そこで、都道府県議会議員の選挙区の設定権限を北海道に移譲してはどうですかという提案です。

都道府県議会議員の選挙区の設定につきましては、公職選挙法の基準に基づいている。そして都道府県の条例で定めることとされております。北海道でも道議会の定数と選挙区、選挙すべき議員の数に関する条例というものを規定しているところでございます。

つまり、これは公職選挙法に定める基準に関係なく、道の裁量によって地域の実情に合った選挙区を設定できるようにしてはどうですかという主旨ではないかと考えております。

この提案に類似した動きといたしまして、事実関係の整理の欄の真ん中ぐらいになるのですけれども、「道議会議員定数等検討協議会における検討」というところです。道議会に

設置されております道議会議員定数等検討協議会では、都道府県議会議員の選挙区については、郡や市の区域によらず都道府県が条例で自主的に選挙区を規定できるよう、公職選挙法を改正することにつきまして、本年3月に総務省及び自民党の選挙制度関係者に要請を行ったところです。

さらに一番下のところですが、これも公職選挙法の改正につきまして全国都道府県議会議長会におきまして、今年4月に要請を行っております。

少し欄が戻ってしまうのですが、政党による公職選挙法改正に向けた動きということで、今年6月に自民・公明両党、これも都道府県議会議員の選挙区について都道府県の条例で自主的に規定できるようにしてはどうでしょうかという公職選挙法の改正を衆議院に提出しております。今後国会で審議される見通しであります。

こうした全体的な流れも踏まえまして私どもとしましては、分野別審議に持っていきたいと考えております。

今申し上げましたとおり都道府県の選挙区設定に係る公職選挙法の改正につきましては、各方面で動きがございます。道議会でも改正を要請しております。つまり、この提案をされた方以外にも広くニーズはあるということです。

道州制特区というツールでこの提案をあげることができるのか、この問題を解決することができるのか、こうしたことの調査を進めまして検討を深めていくべきではないかというように判断しまして分野別審議という整理をさせていただきました。

続きまして、12ページになります。地方公共団体の債権回収の一元化でございます。

概要が長く書いてあります。簡単に申し上げますと、住民の方から地方公共団体にいただく各種の税金ですとか使用料、ここでの使用料というのは公営住宅の家賃ですとか体育館の使用料などですが、こうしたものが未納になっているとき、納められていないときに、そうしたものを回収するための業務、回収業務などを一元的に管理するセクションを道の組織の中に設置してはどうですかという提案です。

事実関係の整理の最初の○印になります。現状におきまして道では、債権、未収金ですが、未収金の一元的な管理や回収は行っておりません。税金や使用料の種類によりましてそれぞれの担当のところに対応している状況にあります。

これが一元化されまして窓口がひとつになりましたら住民にとってわかりやすいものになりますし、利便性も向上すると思われれます。道の側にとりましても業務の効率化が図られると考えます。

ですが、対応方向といたしましては、1次整理になると考えております。

その理由といたしましては、債権回収部局の一元化は、国からの権限移譲を求めるものではなく、庁内の組織機構の改正により対応が可能であるということでございます。したがって道州制特区提案になじむものではございませんので、1次整理とさせていただきます。

なお、事実関係の整理の欄のところは、3つ目の○印のところに触れたのですが、道では、類似している業務の集約一元化ですとか、道の業務を民間に開放するという取組を進めております。その中で未集金の回収業務につきましても検討項目の一つとして取り組んでいるところでございますので、参考に申し添えておきます。

次に移ります。13ページです。広域連合への課税権の付与という提案です。この提案のタイトルの通り、広域連合に課税権を認めてはどうかという内容です。

この広域連合といいますのは、事実関係の整理の欄の最初のところです。地方自治法に規定された特別地方公共団体でございます。広域的な事務を共同処理する方式のひとつであります。この欄の5つ目の○印ですが、平成25年4月1日現在で全国115、道内に13の広域連合がございます。

広域連合は、いくつかの市町村が構成団体となって設置するパターンがほとんどでございまして、道内の広域連合ではゴミ処理ですとか介護の認定などの業務を行っている場合が多くございます。

この提案の主旨とも関係してくるのですけれども、なぜ広域連合に課税権を認めて欲しいのかということです。「広域連合の財源」という欄、事実関係の整理の真ん中のところで、広域連合の財源といいますのは、構成団体からの負担金ですとか事業を行う場合に国や都道府県から補助金を交付されて運営されている。つまり自主的な財源がない。要は、自らの判断で自由に使えるようなお金がないということとございまして、その点で課税権が認められれば自由に使えるお金ができるのでよろしいのではないのでしょうか、という主旨と思われま。

事実関係の整理の最後の黒い囲みのところ、「広域連合の課税権について」というところの○印です。地方税の課税権については、地方自治法第 223 条におきまして、「普通地方公共団体は、法律の定めるところにより、地方税を賦課徴収することができる」と規定しております。つまり、地方税を賦課徴収できるのは、普通地方公共団体です。普通地方公共団体というのは、都道府県と市町村です。この 2 つに限定されております。

ですので特別地方公共団体、これは広域連合ですとか、他に一部事務組合なども特別地方公共団体に区分されます。こちらにはそもそも認められていないということになっております。

これを実現するためには権限の移譲ではなく、地方自治法の規定を改正しなければならないこととなります。

その点からも道州制特区という制度にはなじまないのかなということで 1 次整理と考えております。

最後になります。資料 3 の 15 ページ、コンビニエンスストアにおける各種届出等の取次ということですが、

これは、コンビニエンスストアで役所に提出する各種の届出書類などを取次ですとか集積できるようにしてはどうかという提案です。

その背景としましては、北海道内は面積が広く、特に地方では、居住地から届け出をするための市役所ですとか役場までの距離が遠い。その点、コンビニエンスストアはもっと広範囲に数も多くございますので、そこで役所に届け出する書類などを対応していただければ、という提案です。

対応方向です。役所への各種届出書類についてのコンビニエンスストアの取次というのは、権限移譲が伴ってまいりません。この点で 1 次整理にせざるを得ないという状況です。

実際、コンビニエンスストアに都道府県ですとか市町村の業務を委託している例というのは、限定的ですがございます。税金の徴収、水道料金の納付などがございます。さらに今、住民基本台帳カードを利用することによりまして、コンビニエンスストアにある端末機から住民票の写しなどを取ることができます。全国で 71 の団体がこのシステムを導入しています。道内では、音更町のみですけれども、セブンイレブンですとかコンビニエンスストアで住民票の写しを取ることができます。

メリットとしましては、届出場所が増えるですとか、届出時間が制約されないなどがございます。しかし、コンビニエンスストアでどこまでどんな業務ができるのかという種類にもよりますけれども、公的な書類ですので個人情報保護ですとか守秘義務の問題が出てまいります。そういった部分までを行政機関の職員でないコンビニエンスストアの店員の方に責任を負わせていいものなのかというそもそもの問題がございまして、

そうした観点からもなかなか国に提案をあげていくのは難しいのかなと考えております。以上でございます。

(井上会長)

ありがとうございました。

新たな検討事項9つのうち、後半の4件について事務局から説明をいただきました。

これらの観点につきまして委員の先生方のご意見、あるいはご質問を頂戴したいと思います。

どなたからでも結構です。よろしくお願いいたします。

(太田委員)

内容とは少し違うのですが、権限移譲となりますと、平たく考えて、地域の役所にお勤めの皆さんの業務量が増えて面倒くさくなるというようにとれるのですが、それは、特区提案としてあげるからということですねと受け入れていただけるものなのか。

そのあたりは、議論とは離れてしまうのですけれどもいかがなのでしょう。

(事務局)

正直に申しまして、そこは我々が悩んでいるところでございます。確かに建前としては国から仕事をもらう以上は、当然お金と人とセットで仕事とともにもらうということが原則なのですが、必ずしも一人分の仕事ということではないものが移ってくる。そうした場合には、道の中で業務量が単純に増えてしまうということもあって、今、道もお金がなくて人の削減ですとか毎年予算のシーリングなどをやっていますので、その中ではそれぞれの部としてはつらい選択をしているというのが現状です。

でも類似の業務も一緒にやっているようなもの、要は、道も同じようなことを既にやっていて国も同じようなことを二重でやっているような部分は、既に道にもそういう仕事をやっているセッションがありますので、そういうところは比較的受けやすいのかなと考えています。

(太田委員)

お給料は減っていると伺っておりますので、職員の方々が、ただ業務量が増えるということでは大変心苦しいと思うのです。最後のコンビニエンスストア、道民にも理解を得ていただいて、特区提案というものが道民に利益を働かせるものであるので理解と協力をさせていただくように、よい提案が通るように今後とも鋭意進めていただければと考えて聞いておりました。

以上です。

(井上会長)

ありがとうございました。その他いかがでしょうか。

今、太田委員から出されたような意見というのは、今まで何度か出てきたし、メディア等でも道州制というようなことをやっても国から道に権限が移譲されても道から市町村に権限をおろさなければ地方分権ということが機能しないのではないかなというような意見等々もあるのです。

ただ、この委員会でやっているのは、そういったところに特に重きを置かなくて、むしろ道民の日々の生活というような観点に立って是非の議論をしていくということはこれまでも大事にしてやってきました。

それで、現実には何が起こるかという、地方分権に反対する人は、少なくとも表向きにはほとんどいないのですが、本当に基礎自治体というようなところの職員の観点でいくと、

実際には財政難というようなところもあって、しだいに職員の数が減っていつている。この上、国から道、道から各市町村に権限が移譲されてくると、事務量だけ増えてきて、大変だというような悲鳴にも似たような声を従来から聞かれるのです。

ただ、冒頭に言いましたように、ある程度是非非でいかないと、実は、権限が欲しいというようなところも少なからずあるわけです。これは、種類によるとか場所によるといようなこともあるのですが。結局、先程近藤委員の質問に答えて私が申し上げましたけれども、国から権限が移譲されてきたというときに何が起こるかという、道はそれを実際に実行できるように、施行できるように新たな条例を作らなければいけない。これは、道の職員が各部局で作って、それが道議会に上程されて、そこで議員がイエスと言わない限り、実は国から権限を移譲されたものの機能しないという場合だって現実にあり得る。そのところで基礎自治体から反対の方が強いという意見は、その場でたぶん出るのだらうと思うのです。

実際に我々この委員会としても、ある意味では煮え湯を飲まされたというようなことがあった。具体的に言うと、北見の水道管が破裂したというのをご記憶があるかもしれません。あのときに、給水人口5万人だったでしょうか、5万人を超えれば道の管轄ではなかったのです。だから水道管が破裂して水がバンバン出ているも霞ヶ関から国家公務員が来て調査して実際の指示をしない限り機能しない。だからそれは当然なこととして道に権限移譲してくれよというようになる。しかし、あのとき73万ぐらいの予算がついてきた。それだけです。

だから権限が移譲されても、「お前たちが欲しいというからあげた。だから、金はお前たちが自分で工面しろ。」というような発想は、色々なところで、国がすんなりとやってこないようなところもあるので、太田委員が言われたようなところは全く無視しろと言っているわけではなくて頭の中に入れておかなければいけない部分は絶えずあるのだらうと思います。

他はどうでしょうか。

(河西副会長)

分野別審議、それから1次整理の対応方向に関しては、今事務局からいただいたご提案で私は、結構だと思っています。

そこで質問です。第1点として10ページ、選挙区の設定権限の移譲、こちらの実現するために考えられる手法として、公職選挙法の改正と書いてあります。これは、特例ではできないのでしょうかというのが第1点目の質問です。

というのは、他のところを見てみると、実現するために考えられる手法のところの特例というやり方を書かれているところがいくつかあります。そのようなことはできないのかなと思いました。

次に13ページです。広域連合への課税権の付与です。こちらも地方自治法の改正ではなくて特例というやり方で実現する手法はないのかどうか。もしあったら教えていただきたいというのが第2点目の質問です。

3番目の質問なのですが、15ページです。コンビニエンスストアにおける各種届出等の取次です。こちらに関しては、提案された方が最終的にコンビニエンスストアでというように提案されているから、コンビニエンスストアでできるもの、できないものがありますよということ。

国から道への権限移譲には当たらないのではないですかというようなことになってしまうかもしれないのですが、国の機関に届け出をしないといけないような事柄で、道に権限をもらったほうが道民にとって利便性の高くなるような届け出があれば教えていただきたい

いというのが3番目の質問です。

以上です。

(井上会長)

事務局でお答えいただけますか。

(事務局)

特例ということでは、一つは公職選挙法の設定権限の関係です。これは、特例を設けるとしても法律を改正して、北海道に関しては条例で決めるというような主旨のことを公職選挙法の中に入れてもらわなければ、たぶん省令とか政令で対応するというのは難しいのではないかと思います。

それと、広域連合についても同じように法律で普通公共団体となっていますので、そこにカッコ書きか何かで「北海道地域においては広域連合を含む」というようなことを書き込んでもらわなければ、たぶん政府の特例ということでは対応できないのではないかと思います。

3つ目、コンビニの関係では、国の機関への届け出で道に移譲した方が良いものがあるのではないかと思います。たぶん、これは結構あって、まさにその部分は、そうだという事になれば道州制特区で提案していく案件になるのかと思います。

今回、国が都道府県におろそうという事務の中に届け出の受理のような権限は結構入っています。

例えば放送法の小規模共同受信施設の届け出ですとかが見込まれています。

ただ届け出の事務を下ろしても、それを認可したり許可したりというのは、国はそこまで下ろさないという立場ですので、届け出を受けて国の機関にそれを届けるという事務だけが下りてくるというのが現状になっています。

以上でございます。

(河西副会長)

ここに開業という言葉があったので、たとえば開業するとなると、法人登記の場合は法務局ですね。法務局は、全道に何か所あるかは知らないのですが、それが道に下りてきて、道の総合振興局に法人登記をできるようになったら便利になるのかと思い質問をしたのです。

(事務局)

たぶん今、法務局は、14あると思います。各管内にそれぞれ、たとえば函館とか振興局所在地にはあるのではないかと思います。

ただ日高が合理化をして、もしかしたら浦河にはなくて、浦河の役場で届け出の端末か何かを置いて処理しているという話は聞いたことがあります。

(河西副会長)

そういう形で、もう対応しているのですね。

そういうのは権限を移譲しても、あまり利便性は。

(事務局)

届け出だと、法務局の仕事というのは道でやっていませんので、まさに経由といいますか、受け取って法務局に渡すという仕事がおりにくるということになると思います。

(井上会長)

今、後段で提案のあった部分というのは、10 ページのところにあります。北海道議会議員選挙における選挙区の設定権限の移譲というようなものを分野別審議というところへ送り、それ以外の3件については、第1次整理というような形で本棚に納めるというようなことでありました。このような形でもよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

では、今9件審議いたしました。繰り返しませんけれども、3項目については、次回、あるいは次回以降分野別審議に入っていくということにさせていただきたいと思っております。他の6項目については、第1次整理を経て一旦検討を休止するというようにさせていただきたいと思っております。

平成21年度から23年度の間、事務局に寄せられた資料1、ずっと書いてありますけれども、ひと通りの検討を終えたということになります。

ただ、国から地方への事務・権限の移譲等について国が検討を進めていることから、これは冒頭にもこの話は後程させていただきたいと申し出ておりましたが、国で検討中ということによって一応47項目の道民提案の中にありましたが、保留、あるいは整理というようにしているものが375番、下段の第3種旅行業者の募集型企画旅行実施区域の緩和について、これは答申案という形で基本的にほとんどできているものがあります。

さらに376番の広域観光圏の指定権限の移譲については、分野別審議の途中であります。

さらに381番の産業振興支援策の道への移譲ということについては、まだその前の第1次整理の段階で止まっています。

これらの3項目については保留ということになっておりますので、先程、議題1のところへ検討いただいて一つの方向性が指し示されましたように、一旦保留を解除してこれから審議のそ上に乗せていきたいと思っております。

そのようなことで最初の商工会議所の案件と、今日新たに出てきた3件プラスこれまで第1次整理というところをやってきて、以降のプロセスの段階にあるもの3件を含めて合計7件については、これから鋭意次回以降の委員会において審議をしてみたいと思っております。事務局のほうで、ある程度出来上がっているものもあるし、検討が効率的にいくように資料等の準備をお願いしたいと思います。

道議会議員云々というのも、時間がないので私は言いませんでしたが、どれだけ効果があるのかというのはあるけれども、まず権限を移譲してもらわないと始まらないというような部分もありますので、委員の先生方の中で鋭意審議をやっていただければと思います。よろしくお願ひいたします。

それで議事(3)に移ってよろしいでしょうか。「(3)その他」ということで、若干長いことになりますか、事務局から説明があるということになっておりますので、簡潔に説明していただければと思います。

(事務局)

時間の関係もごさいますので簡単に申し上げます。

今、会長からお話がありました通り、これで資料1の47項目の道民アイデアに関するひと通りの検討を終えたところでございます。

私どもの方に平成24年度の1年間に21件の新たなアイデアが寄せられております。その概要として、資料4としてまとめてごさいます。今日は時間の関係もごさいますので説明は割愛させていただきます。今後の委員会におきまして順次第1次整理の審議をお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。



もう1点は、先程資料2-2の説明をさせていただいたのですが、その中の別紙2と多少関係するのですが、先程お話しさせていただきました通り、国では報告徴収ですとか、立入検査しか道に渡さないといった項目の中に、全国知事会が許認可、命令権限も移譲しなさいと言っているものがございます。そういったものの中で道州制特区提案に繋がるものも含まれているのではないかとということを事務局で今後精査してまいりたいと思っております。

そうした中のもので整理した後に、提案に繋がるようなものがあれば、順次委員会の中でご提示させていただきたいと考えてございます。

以上でございます。

(井上会長)

資料4にも出てきているけれども、エゾシカとかコミュニティFMとかあるけれども、この1年間で新たに出てきたものだけでも、これまでの議論と結び付くようなものはあるかないか検討しなければいけないですね。

ということになると、一旦本棚に返したもので、それが復活する可能性もないとはいえない、あるかもしれないということですね。

よろしいでしょうか。

日程の関係については、先生方はお忙しい時期と思いますので、上手く事務局で調整していただければと思います。

では、ちょうど時間です。これにて閉会ということにさせていただきたいと思います。

ありがとうございました。